

○浅麓環境施設組合出納員及びその他の会計職員設置規則

令和2年3月17日

規則第4号

浅麓環境施設組合（以下「組合」という。）出納員及びその他の会計職員の設置については、小諸市出納員及びその他の会計職員設置規則（平成30年小諸市規則第12号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとし、別表とあるのは、この規則に定める別表とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表

設置箇所	出納員	現金取扱員	物品取扱員
組合	所長	組合に勤務する職員	出納員が指名した職員